

公立大学法人長野県立大学利益相反マネジメント規程

令和元年 12 月 9 日 規程第 114 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人長野県立大学（以下「大学」という。）が、公立大学法人長野県立大学利益相反マネジメントポリシー（令和元年 12 月 9 日制定）に基づき、教育研究活動や産学官連携を含む社会貢献活動（以下「研究活動等」という。）を行う際に、公的研究に必要とされる公正かつ適切な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されないよう、利益相反について社会への説明責任を果たすため必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員等 次の各号に掲げる者（配偶者及び一親等の者を含む。）をいう。

ア 大学の役員及び教職員

イ その他長野県立大学利益相反検討会議が指定する者

(2) 利益相反 次の各号に掲げる状態をいう。

ア 大学及び教職員等が研究活動等（兼業、共同研究・受託研究・寄付金等・共同研究員の受入、技術移転等）により得る利益（兼業に係る報酬、研究成果の実施料収入、株式等）と、大学における教育研究等の責務との間に相反（衝突・齟齬）が生じている状態

イ 教職員等が主に兼業活動により企業等（国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体を含む。以下同じ。）に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態

(3) 利益相反マネジメント 教職員等が行う研究活動等において、前号の状態に陥ることを未然に防ぐため適切なマネジメントを行うこと及び利益相反が発生した場合に適切に対処することをいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第 3 条 利益相反マネジメントの対象は、教職員等が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 教職員等が、研究活動等に関わる企業等（以下「当該企業等」という。）から報酬を得る場合

(2) 教職員等が、当該企業等から特許権、著作権等の知的財産権及び成果有体物等に係る収入（ロイヤリティ又は売却による収入等）を得る場合

(3) 教職員等が、大学の関与の有無及び名目の如何に関わらず、企業等からの資金提供

を受ける場合

- (4) 教職員等が、当該企業等の株式等（株式が公開か未公開かを問わない。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。以下同じ。）を取得する場合
- (5) 教職員等が、当該企業等から物件を購入し又は役務の提供を受ける場合
- (6) 教職員等が、当該企業等から何らかの便益を得る場合
- (7) 教職員等が、大学に対し物件又は役務を提供する企業等の経営を行う場合及び役員を務める場合

（利益相反検討会議の設置）

第4条 利益相反を適切に管理し、利益相反マネジメントに係る施策の策定や具体的事項に関する審議を行うため、大学に長野県立大学利益相反検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

（組織）

第5条 検討会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事長
 - (3) 事務局長
 - (4) 学部長
- （議長）

第6条 学長は検討会議を招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故があるときは、理事長がその職務を代行する。

（会議）

第7条 検討会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 検討会議は、会議の開催ができないやむを得ない事情がある場合には、資料その他の書類を持ち回ることにより審議を行うことができるものとする。

（構成員以外の出席）

第8条 議長が必要と認めたときは、第5条各号に掲げる者以外の者が出席することができる。

（議事録）

第9条 検討会議の議事について、議長は、議事録を作成しなければならない。

（利益相反に関する申告）

第10条 教職員等は検討会議から求められた場合は、利益相反に関する自己申告書（以下「自己申告書」という。）をすみやかに検討会議に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、自己申告書の提出を希望する教職員等は検討会議に提出することができる。
- 3 検討会議は、教職員等から提出された自己申告書に基づき、第3条の利益相反マネジメ

ントの対象となるものについて審査する。

(実施事項)

第 11 条 検討会議は、次の各号に掲げる利益相反マネジメントに係る事項を行う。

- (1) 大学における利益相反を適正に管理するための施策の立案に関すること
- (2) 教職員等から提出された自己申告書に基づく調査、審査及び措置等に関すること
- (3) 教職員等に対する利益相反に係る相談及び研修の実施に関すること
- (4) 教職員等に対する利益相反に係る情報公開に関すること
- (5) 前 4 号のほか、利益相反の管理に関すること

2 検討会議は、必要と認めた場合には、第 3 条に該当する者及び該当が疑われる者に対して適宜、調査を実施することができる。

(アドバイザーの設置)

第 12 条 利益相反問題を未然に防ぐために、大学に利益相反アドバイザーを置く。

(アドバイザーの委嘱)

第 13 条 利益相反アドバイザーは、学内の教職員若干名とし、検討会議が委嘱するものとする。

2 利益相反アドバイザーの任期は 2 年とする。なお、再任を妨げない。

(アドバイザーの業務)

第 14 条 利益相反アドバイザーは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教職員等からの利益相反に関する質問又は相談に対しての必要な助言又は指導に関すること
- (2) 自己申告書の提出に係る事務に関すること
- (3) 前 2 号のほか、検討会議で必要と認めたこと

(利益相反管理のための調査)

第 15 条 第 11 条第 2 号に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 自己申告書の確認
- (2) 事情聴取
- (3) 関係資料の提出
- (4) 助言指導等
- (5) 状況観察
- (6) その他利益相反管理のための調査に必要と認める方法

(調査結果に基づく審査及び措置等)

第 16 条 検討会議は、前条の規定により実施した調査に基づき、利益相反状況を審査し、自己申告書を提出した教職員等（以下「当該教職員等」という。）の利益相反に関して大学として許容できるか否かについて審議する。

2 検討会議は、前項の審議を踏まえて、事実関係、当該教職員等に対する措置の必要性、措置を必要とする場合の措置の内容及びその他の利益相反の管理に必要な事項について

審議する。

3 検討会議は、前項の審議を受けて、当該教職員等に対して必要とする措置を講じる。

4 前項の措置に不服がある当該教職員等は、申出により再審査を求めることができる。この場合において、検討会議は外部有識者の意見を踏まえて再審査を行うことができる。

(利益相反自己申告書等の保存)

第 17 条 検討会議は、提出された自己申告書等を秘密書類として管理及び保存する。

(専門部会)

第 18 条 検討会議に、利益相反に関する専門的な事項を検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員には、外部の有識者が 1 名以上いなければならない。

(秘密の保持)

第 19 条 利益相反マネジメントに関与する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(情報の公開)

第 20 条 検討会議は、大学の利益相反に関する情報を必要な範囲で外部に公表することにより、社会に対する説明責任を果たさなければならない。

2 検討会議が許容した教職員等の研究活動等に関する外部からの調査等に対しては、検討会議が対応する。

3 外部への情報公開に当たっては、教職員等及びその関係者の個人情報保護に留意しなければならない。

(研修の実施)

第 21 条 利益相反問題への適切な対処に必要な研修を実施しなければならない。

(事務)

第 22 条 検討会議の庶務は、事務局総務・経営企画課がこれを処理する。

(雑則)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年 12 月 9 日から施行する。